

# あきた青色通信

発行  
秋田青色申告会  
秋田市大町3丁目2番44号  
協働大町ビル3階  
電話 018-893-4115  
FAX 018-893-4116  
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp  
URL aoshin-akita.com

2020年12月号

秋田青色申告会の情報マガジン



秋田青色申告会  
会長 小野幹彦

## 三つの波を受けて

皆様こんにちは。我が家の小さな庭には山茶花や石菫(つわぶき)の花が今年も咲いて、初冬の寒い思いを少しは慰めてくれています。今年も師走に入りました。令和二年は、年が明けてからこの一年間というものの、真に新型コロナウイルスに翻弄された年でありました。その様な中で特別定額給付金をはじめとして、事業者に対する持続化給付金や家賃支援給付金等々、私達小規模事業者にとつて万人が恩恵を受けたとはいえないまでも、大変有益な制度によって力づけられた感が致します。税というものは、このようにも使われるものだとして「税」の有難さに感謝し、これからは誠実な納税者の団体としての青色申告会の会活動に努めてまいりたいと思つたところでもあります。

一、さて、このコロナですが、第二波とか第三波とか、定義があるの無いのとかの議論はともかく、終息の気配どころか、むしろ感染が拡大しつつ年をこすであろうという、そんな様子であります。よし悪しは別として、このコ

ロナを通して世の中の色々な事象を教えてもらった思いであります。この様な状況下で私達は一つの覚悟も必要かと思っております。天が世界中の人間に与えた試練、どこに居るのか分からないコロナが存在するのとを、しっかりと自覚して自他を守りつつ生活し、事業を営んでいくのだという覚悟です。

二、少子高齢化、世代交代という大きな流れ、大きな波の中で事業承継をどうするのかという課題に多くの方が直面しております。先日行われました全国青色総連合の理事会でもこの件に係る贈与税や相続税等の税制改革について青色申告会としての取り組みについて協議が行われたところです。あきた青色通信の今月号の会員のコラムには、司法書士の橋本里花さんの遺言書のお話も載っております。老若にかかわらず、しっかりと早目早目の対策をとっていかないといけない課題であろうと思っております。

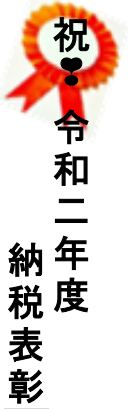
三、ITの進歩はまったく目を見張るものがありますね。アナログ人間の私には目眩がするような最近のIT環境です。私達事業者の納税環境も言うまでもありません。きちんとそのことに対応して行かないことには、記帳を正しくしただけでは青色申告特別控除の六十五万円も適用されないという時代になって来ましたが、「弱い者いじめだ」と言っているだけでもどうにもなりません。

さて、いよいよ風邪やインフルには牛の像が飾られています。神社があつて「その牛を撫でると願いが叶う」ともいわれておるようですが、新しい丑年にはどうかこのコロナが一日も早く鎮まってくれますようにお願いしたいところです。どうか皆様、ご健勝で少しでも佳い新年を迎えていただきませう。御記念申し上げます。

青色申告会の会計ソフト  
**ブルーリターンA 2020**  
青色申告特別控除 65万  
電子申告・電子帳簿保存  
会員価格 29,700円  
(税込保守料3年含む)

県立中央公園入口・国際教養大学前  
**パナフィッシュ**  
電話 018-886-8039  
OPEN  
ネパールの家庭料理が楽しめます!  
『ダイニング&ラウンジ あえら』  
(DINING & LOUNGE AYERA)  
電話 018-802-0638  
パナフィッシュ 隣にオープンしました。

ネットでも情報が見られる!  
秋田青色申告会ホームページ  
  
秋田青色申告会で検索



令和二年度の納税表彰は秋田青色申告会より一名の方が受賞されました。長年にわたる申告納税制度の普及発展、青色申告会活動へのご功績を讃え、心よりお祝い申し上げます。

**秋田南税務署長表彰**

秋田県青色申告会連合会監事  
秋田南青色申告会連合会理事  
秋田青色申告会  
理事 高橋 章 殿

**記帳や資料の整理は**

**お早め！**

●そろそろ保険の控除証明書などが届き、年末もすぐそこまで来てます。忙しくなる前に、日頃の記帳状況確認や各証明書の整理をしましょう。

●令和3年から新たに課税事業者になる方（令和元年分の課税売上高が1千万円を超えた方）は消費税課税事業者届出書の提出が必要で、尚、簡易課税を選択する場合は今年12月31日（木）まで「消費税簡易課税制度選択届出書」

★**年末調整が**  
を提出してください。

**変わりました**

**給与所得控除改正**

給与所得控除とは、所得税などを計算する際に年収から差し引かれる控除額のことです。2020年の年末調整からは一律で10万円が引き下げら

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) ×40% - 10万円	(A) ×40%
180万円超 360万円以下	(A) ×30% + 8万円	(A) ×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) ×20% + 44万円	(A) ×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) ×10% + 110万円	(A) ×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

**基礎控除の改正**

基礎控除は、全ての納税者に対して適用されるもので、これまで収入に関係なく、一律38万円が控除されてきました。改正後は最大48万円に引き上げられますが、合計所得金額が100万円を超える所得に応じて減っていき、500万円超では控除額がゼロとなり、基礎控除は適用されません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

年末調整は  
大事な手続きです  
正しく行いましょう

**源泉徴収にかかる所得税及び復興特別所得税の納期限**

給料や報酬などについて源泉徴収した所得税の納期限は原則として、翌月10日までに納付しなければなりません。納期限まで納付がない場合には加算税や延滞税を負担しなければならぬことがあります。納付する税額がない場合であっても「本税」欄が「0」の計算書（納付書）を税務署に提出して下さい。

**源泉所得税の納期の特例制度**

給与の支給人員が常時10人未満の事業所については、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税について、次のように年2回にまとめて納付できる制度です。

1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税 **7月10日**

7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税 **翌年1月20日**

この特例を受けるには、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。

## 令和2年分の 給付金等の課税関係は！

### ●給付金は課税対象

新型コロナウイルスの影響で給付となった「持続化給付金」「家賃支援給付金」「雇用調整助成金」「秋田県・市新型コロナウイルスウィルス感染症拡大防止協力金」は、事業所得等に区分され、課税の対象となります。そのため個人事業主の場合「雑収入」として事業所得の収入に含まれることとなります。そのため、2020年分の確定申告（2020年3月期）に含めて申告する必要があります。なお、消費税については「不課税」となります。

\*フリーランスなどの方が、主な収入を事業収入でなく①雑所得の収入にしている場合は雑所得に②給与所得の収入にしている場合は一時所得になります。

### ●特別定額給付金は非課税

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う家計への支援等を目的として、国民一人あたり10万円を給付する「特別定額給付金」については所得税・住民税とも非課税となります。



## 持続化給付金

令和3年1月15日まで

●持続化給付金とは、感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起していただくための事業全般に広く使える給付金です。申請はeBiz上での申請「電子申請」を基本としますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のため「申請サポート会場」を開設しています。サポート会場では、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行います。事前の予約が必要です。

### 申請サポート会場電話予約窓口

0120-279-292

日曜日～金曜日

8時30分から19時まで

（土曜日・祝日を除く）

### 申請サポート会場

秋田ファーストビル1F

秋田市旭北錦町一ノ十四

日曜日～金曜日

9時から17時まで

（土曜日・祝日は休館）



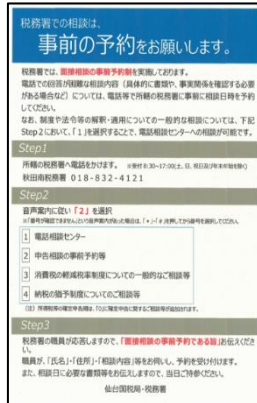
## 税務署での相談は 事前の予約を！

●秋田南税務署では、面談の事前予約制を実施しております。三密を避けて安全に相談できます。

まずは、電話で相談！

秋田南税務署

018-832-4121



## 秋田県最低賃金

●秋田県最低賃金は、

令和2年10月1日から  
昨年より2円アップ！



## 12月の記帳相談会

### ●記帳相談日

12月記帳相談日は

「水曜日・木曜日」

\*日々の記帳に関する相談

### ●税務相談日

事業・譲渡・相続・贈与等  
税務全般

12月16日（水）

\*税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

### ●ブルーリターンA

会計ソフトBRAのパソコン操作・記帳の相談は随時受け付けています。

青色申告特別控除65万円適用のためにもBRAでイータックスしましょう。

### ●事前に予約をお願いします

記帳での疑問点は  
12月中に解決！  
早めの来会相談を！



事務所では消毒や換気を行いますが  
相談者のマスク着用もお願いします。

持続化給付金の書類整備等  
に関するご相談は  
秋田青色申告会まで！  
★代行申請は  
行政書士さんへ！

午後4時を目安に  
ライト点灯

●夕暮れ時、早めのライト・オン運動で交通事故をなくしましょう。



愛と感謝を遺言書にまとめてみませんか

多くの人は「関心はあるけど、うちは関係ない」と思っていますか？今回は、なぜ遺言書を書くべきなのか司法書士の橋本里花先生に寄稿して頂きました。

最近、長期間、相続登記がなされていない土地について相続登記の申請を促すための制度が始まりました。

相続登記がなされていない理由の一部として考えられるのは、相続人のなかに行方不明者がいる等、遺産分割協議ができないうことや、一部の相続人から遺産分割協議書に押印をしてもらえないことです。

この点、遺言書があれば、そもそも遺産分割協議をせずに相続手続ができるので、相続人のために、ぜひ、遺言書を作成することをお勧めいたします。

まず、遺言には①公正証書遺言②自筆証書遺言③秘密証書遺言等数種類ありますが、ポピュラーなのは①と②になります。

公正証書遺言は公証人役場（秋田市では大町3-5-18秋田ニコスビル3F）

に行き、公証人に遺言した内容を伝えれば公証人が作成してくれま

す。費用は遺言の内容によって異なりますが、数万円ほどかかります。亡くなった方が公正証書遺言を残していたかどうかは、相続発生後、公証人役場に出向けば教えてもらえます。

これに対し、自筆証書遺言は、自分で手書きによって作成します。以前は、遺言書の全文を手書きしなければなりませんでしたが、法改正によって、遺産目録については預金通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等が利用できるようになりました。このように手軽に作成できる自筆証書遺言ですが、作成したのみでは、遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要であったり、紛失や変造、破棄の虞があります。

そこで、利用したいのが令和2年7月10日から始まった法務局による自筆証書遺言書保管制度です。

これは、手数料3900円を払って法務局に遺言書を保管してもらう制度です。

この制度を利用すると、遺言者の死後、家庭裁判所での検認手続が不要になります。法務局に予約の上、必ず本人が本人確認書類等を持参して下さい。保管の申し出の際、法務局では、遺言書の方式の外形的な確認のみ行います。

遺言書の中身が実現可能であるかどうかの確認はしてもらえませんので、中身については、司法書士等の専門家にご相談して頂ければと思います。



慌ただしい年の暮れではあります。相続人へ、愛と感謝を伝える遺言書を、ゆつたりと、したためてみてはいかがでしょう。

司法書士・行政書士  
橋本 里花

事務局からお知らせ

★年末調整説明会等の中止について

税務署主催で毎年開催されてきた、年末調整説明会と青色申告決算説明会が、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

今年の年末調整の注意点等については、国税庁のホームページに詳しく掲載されているほか動画でもわかりやすく紹介しています。是非ご覧ください。



★「あきた青色通信」の表紙に広告（三コマ）を有料で募集します。年間、一コマ五千円です。ご利用下さい。

★「あきた青色通信」やホームページについて、ご要望ご提案等ありましたら、お電話、メール等でお寄せ下さい。

★年末年始休暇  
12月29日（火）

1月4日（月）

1月5日（火）より

通常業務となります。

★次回は1月発行です

